

令和4年3月25日

厚生労働省

老健局長 土生 栄二 殿

公益社団法人 日本看護協会  
会長 福井 トシ子



## 令和5年度予算・政策に関する要望書

高齢・多死社会の到来を控え、住み慣れた地域における在宅療養を最後まで支える「地域包括ケアシステム」の構築に向け、訪問看護や介護保険施設、看護小規模多機能型居宅介護（看多機）等、介護領域の看護サービスの整備は喫緊の課題です。

介護領域における質の高いサービスの安定的な確保に向け、介護領域に従事する看護職員の処遇改善支援や、事故情報を報告・共有する全国統一的な仕組みの構築について、速やかな検討が必要です。

また、2025年の訪問看護従事者の必要数推計（最大）約12万人が達成できるよう、訪問看護の人材確保及び安定的なサービス提供を一体的に推進する体制整備について、部局横断的な視点にもとづくご検討・ご対応をお願いいたします。

以上により、令和5年度予算案等の編成ならびに政策の推進にあたっては、以下の事項につきまして格別のご高配を賜りますよう要望いたします。

### 要 望 事 項

1. 介護領域に従事する看護職員の処遇改善
2. 訪問看護総合支援機能の制度化
3. 介護施設・訪問看護ステーション等から報告された事故情報を活用しサービスの質向上につなげる仕組みの構築

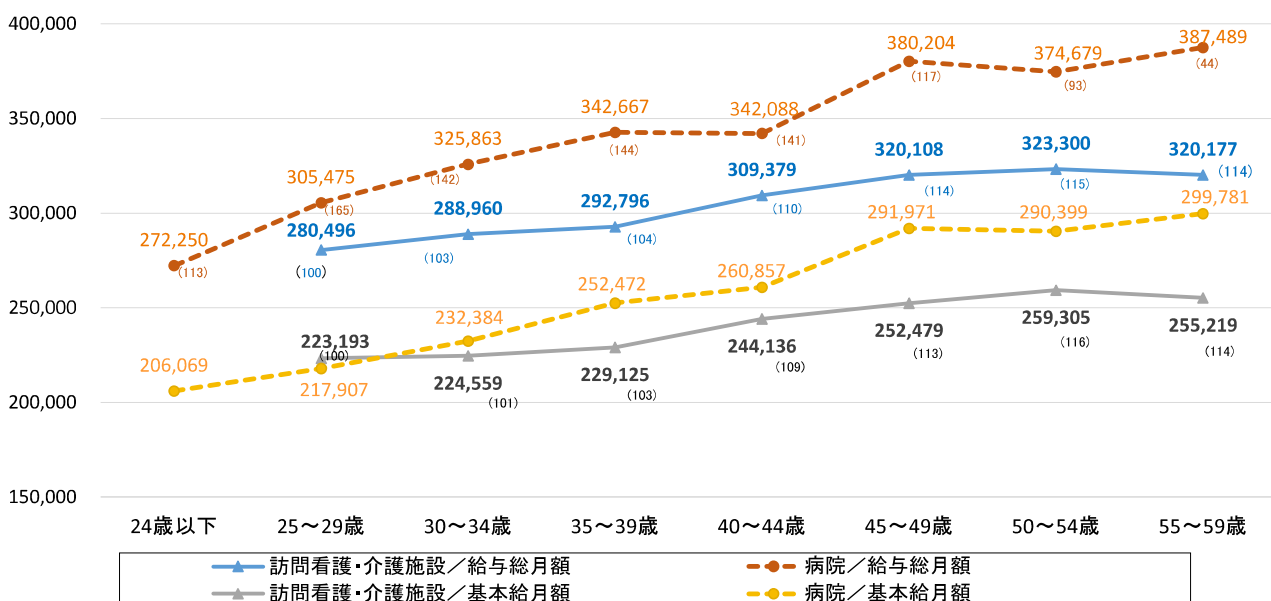
# 1. 介護領域に従事する看護職員の処遇改善

- 訪問看護や介護保険施設、看護小規模多機能型居宅介護等、介護領域に従事する看護職員の賃金引上げ等の処遇改善について、賃金の実態を把握の上、あらたな支援の仕組みを検討されたい。
- 公的価格評価検討委員会の中間整理において、看護職員の処遇改善に関し「すべての職場における看護師のキャリアアップに伴う処遇改善のあり方について検討すべき」と明記されている。
- 今般の介護職員処遇改善支援補助金及び介護報酬による対応は、事業所の介護職員数に応じた配分であり、訪問看護は対象外である。訪問看護を含む介護領域に従事する看護職員の賃金の抜本的な見直しについては、あらたな仕組みの検討と財源確保が必要である。

## 1. 介護領域に従事する看護職員の処遇改善

訪問看護及び介護施設（特養・老健）で働く看護師の平均賃金は、概ねいずれの年齢層でも病院で働く看護師の平均賃金より低い。

看護師の平均賃金（フルタイム勤務の正規職員・非管理職）（給与総月額と基本給月額）  
訪問看護・介護施設（特養・老健）で働く看護師と病院で働く看護師の比較



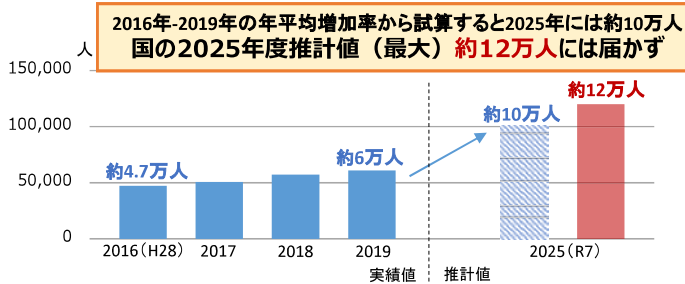
【出典】 訪問看護・介護施設：日本看護協会 平成28年度老健事業「介護施設等における看護職員に求められる役割とその体制のあり方に関する調査研究事業」  
病院：日本看護協会「2017年看護職員実態調査」

## 2. 訪問看護総合支援機能の制度化

- 「看護師等の人材確保の推進に関する法律」の基本指針を改正し、訪問看護の人材確保及び安定的なサービス提供体制整備を一体的に実施する「訪問看護総合支援機能」が位置づけられるよう、医政局と連携して取り組まれない。

## 2. 訪問看護総合支援機能の制度化

### ● 2025年の訪問看護従事者数の推計値



【2025年の推計値（最大約12万人）】  
 ○介護、医療、精神病床からの基盤整備量の計。  
 ○介護保険の訪問看護（H28介護給付費実態調査の利用者数/H28衛生行政報告例による看護職員数）×介護保険事業計画の2025年の利用者数見込み。  
 ○医療保険の訪問看護（H29訪問看護療養費実態調査の利用者数/H28衛生行政報告例による看護職員数）×現在の利用者数及び将来推計人口等から推計。  
 医療従事者の需給に関する検討会 第5回看護職員需給分科会 資料2 より

2016年～2019年実績値：厚生労働省医政局看護課調べ  
 2016年～2019年の年平均増加率（8.9%）に基づく2025年推計値：日本看護協会試算

### ● 都道府県の訪問看護従事者確保の現状及び見込み

	件数	割合
現在は必要な従事者数が確保されており、2025年にも必要な従事者数が確保できる見込みである	5	14.3%
現在は必要な従事者数が確保されているが、2025年には従事者数が不足する見込みである	5	14.3%
現在は必要な従事者数が確保されていないが、2025年には必要な従事者数が確保できる見込みである	3	8.6%
現在は必要な従事者数が確保されておらず、2025年にも従事者数が不足する見込みである	15	42.9%
無回答・不明	7	20.0%
計	35	100.0%

2025年には訪問看護従事者数が不足すると見込む都道府県が計57.2%に上る。各都道府県の確保策の推進が不可欠

日本看護協会 令和3年度厚生労働省老人保健健康増進等事業  
 「訪問看護・訪問リハビリテーション提供体制強化のための調査研究事業」

### ● 「訪問看護総合支援センター」（仮称）試行事業（2019～2021年度 日本看護協会事業）

都道府県看護協会等への委託事業により  
 訪問看護の人材確保・体制整備を支援する  
 7つのセンター機能を試行・検証

- ① 事業所運営基盤整備支援
- ② 潜在看護師・プラチナナース等の就業及び転職促進
- ③ 教育・研修実施体制の組織化
- ④ 人材出向支援
- ⑤ 訪問看護事業所の開設支援
- ⑥ 新卒看護師採用に向けた取り組み
- ⑦ 訪問看護に関する情報分析

#### 主な成果（2020年度日本看護協会試行事業より）

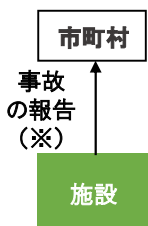
- 都道府県看護協会の既存事業をセンターの3つの目的・7つの機能に沿って再編し、自県で不足または未整備の機能が明確になった
  - 行政や関係団体との協議の場の設置により、継続的な働きかけや課題共有の体制ができた
  - センター機能の一元的な実施により、既存事業間の関連づけが強化され、より効率的・効果的な事業体系となった
- 〈例〉
- ✓ ナースセンター事業と連動して訪問看護の就労相談・体験を実施し、新規就業に結びついた
  - ✓ 社会保険労務士等を運営アドバイザーとして事業所に派遣する新規事業を実施し、管理者のスキルアップにつながった

### 3. 介護施設・訪問看護ステーション等から報告された事故情報を活用しサービスの質向上につなげる仕組みの構築

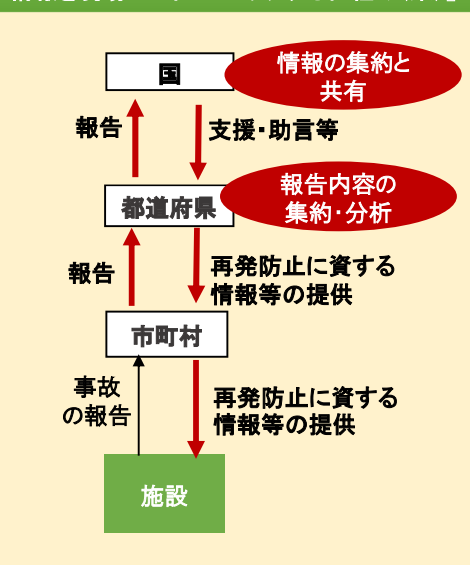
- 全ての介護保険サービスにおける事故情報の集約・分析と共有、事故再発防止に向けた現場へのフィードバックの仕組みが構築できるよう、必要な検証事業や研修の整備を推進されたい。

### 3. 介護施設・訪問看護ステーション等から報告された事故情報を活用しサービスの質向上につなげる仕組みの構築

■介護施設等で発生した事故の報告ルート



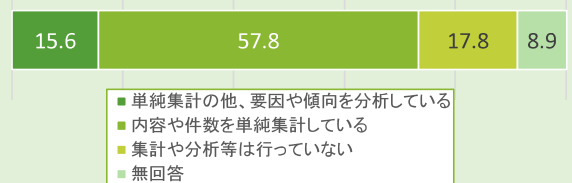
【介護施設・訪問看護ステーション等の事故情報を現場にフィードバックする仕組み(案)】



※根拠法令

- ・介護老人保健施設:介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準 (平成11年厚生労働省令第40号)第三十六条の三の2
- ・介護老人福祉施設:特別養護老人ホームの設備及び運営に関する平成十一年厚生省令第四十六号)第三十一条の三の2

●都道府県に報告された介護事故情報の集計・分析の有無 (n=45)



●都道府県における介護事故情報の活用状況(複数回答) (n=45)



出典:平成30年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査(6)介護老人福祉施設における安全・衛生管理体制等の在り方についての調査研究事業報告書